

鳥栖市元町 1380-5 TEL 0942-83-3121 FAX 0942-83-8888

◆コロナウイルスの影響でお困りの方に！ ～鳥栖市の給付金制度のご案内～

鳥栖市独自の給付金の対象月が7月分まで延長されます！

給付対象者 鳥栖市民税納税義務者である法人等* 及び個人事業主。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年7月までのいずれか単月の売上が、前年同月の売上と比較して50%以上減少していること。
- (2) 鳥栖市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団に関与していないこと。

給付上限額 法人等 30万円/個人事業主 15万円 (1対象者につき1回限り)

必要書類等 ①登記事項証明書の写し (法人のみ)、②売上が減少した月の売上が分かる書類 (経理ソフトから抽出したデータ、エクセルで作成したデータ、手書きの売上帳コピーなど)、③2019年度の確定申告書の控え、法人事業概況説明書 (法人のみ)、④振込先の口座預金通帳、⑤ご印鑑

申請期間 令和2年8月31日 (月) までに鳥栖商工会議所の給付金窓口または、鳥栖市役所商工振興課 (鳥栖市宿町 1118番地) へ郵送で提出して下さい。

*法人等…資本金の総額 10億円未満もしくは常時使用する従業員数が 2,000人以下

◆健康診断補助のご案内 ～生命共済還元事業で健康状態をチェック！～

当所の生命共済にご加入頂いている事業所様に指定医療機関でご利用頂ける健康診断割引券を発行しています。1枚につき1,500円割引、お一人3枚までご利用できます。共済ご加入口数、会員口数に応じて発行します。

受診料 医療機関の協力により 7,640円 で受診可。(令和2年より増税に伴い改定)
(上記の料金から利用割引券の使用でさらに安くなります。)

申込方法 申込書により随時受付けします。ただし定員になり次第締切ります。

申込み期間 令和2年7月1日 (水) ～令和2年11月20日 (金)

利用方法 **受診期間** 令和2年8月1日 (土) ～令和2年11月30日 (月)

上記の4ヶ月の間に割引券に差額を加えて、指定医療機関で受診して下さい。

検診機関 指定医療機関(当所にお問い合わせ下さい)

◇7月の無料相談日のご案内*予約制ですので、ご希望の方は事前にご連絡下さい。

税務相談	7月 1日(水)・15日(水) 派遣税理士 (松永税理士)
金融相談	なし 日本政策金融公庫国民生活事業
	7月15日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	7月10日(金) 行政書士会、7月17日(金) 司法書士会
	7月31日(金) 県弁護士会
労働相談	7月 2日(木) 働き方改革推進支援センター
事業承継相談	7月22日(水) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。

※日本政策金融公庫の相談は、電話等での相談となります。ご希望の際は、当所までお問い合わせください。